

板付遺跡体験活用コンテンツ造成業務委託仕様書

本仕様書は「板付遺跡体験活用コンテンツ造成業務委託」に関して、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

板付遺跡体験活用コンテンツ造成業務委託

2 履行場所

福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター（以下「発注者」と言う）
〒812-0881 福岡県福岡市博多区井相田 2 丁目 1 番 9 4 号
電話 092-571-2921 F A X 092-571-2825

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務の目的

日本の米づくりなど、弥生文化発祥の遺跡として知られる、国史跡・板付遺跡は、環濠集落、復元水田、展示ガイダンス施設などの整備がなされ、平成 7 年の開園以来、多くの来訪者を受け入れてきた。近隣には福岡空港や大型商業施設もあり、博多区の歴史観光資源としてのポテンシャルも高い。

本業務は、板付遺跡の歴史的価値を活かした体験型・探求型のプログラムやコンテンツを新たに造成することにより、板付遺跡が、教育旅行の目的地として選ばれ、何度も訪問したくなる史跡となることを目指すものである。

5 国史跡 板付遺跡の概要

（1）史跡整備の内容

約 2.9ha の史跡整備地は A～C の 3 つのゾーンに分かれる。A ゾーン（約 1.8 ha）は堅穴住居の復元をはじめとする環濠集落を再現したエリア、B ゾーン（約 0.9 ha）は展示ガイダンス施設である板付弥生館、復元水田、駐車可能な多目的広場等で構成され、C ゾーン（約 0.2 ha）は日本最古級の水田の遺構を伝える多目的広場となっている。

（2）運営・活用

現地では数名程度の会計年度任用職員で史跡の管理運営を行っており、団体見学者

には、史跡ガイド、穂摘みや脱穀体験、木製農具の使用体験などを実施している。また、市民参加型イベントとして、復元水田を活用した田植え祭りや収穫体験や、土器づくり体験等を実施している。

【参考】史跡板付遺跡保存活用計画（下記の URL から閲覧可能）

<https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/news/detail/455>

6 委託業務内容

（1）企画設計

業務の目的を踏まえ、各コンテンツ等の造成から運用開始までのスケジュール全体と運営体制を示した実施計画書を作成する。

（2）板付遺跡の体験プログラム・コンテンツ造成等

① 弥生館の体験プログラム・コンテンツ

- ・展示・ガイダンス施設での体験プログラムとコンテンツの造成を行う。
- ・既存のコンテンツの磨き上げだけでなく、板付遺跡ならではの新規コンテンツについても企画すること。

② 復元竪穴住居の体験プログラム・コンテンツ

- ・竪穴住居の生活様式を体験できるプログラムとコンテンツの造成を行い、運営方法や必要な設備について提案すること。
- ・復元竪穴住居内部の活用は、団体見学やイベント時の利用など、スタッフ立ち会いの下での実施を想定している。

③ Cゾーンの活用コンテンツ

- ・日本最古級の水田や弥生人の足跡の展示を行う、多目的広場の活用による魅力向上を検討し、当広場での常設またはイベント時の活用コンテンツや体験プログラムなどを提案すること。

④ 体験プログラム・コンテンツの効果検証

- ・①、②のプログラム・コンテンツについては、効果検証のための試験的实施を履行期間内に行うとともに、その結果を踏まえ、発注者と協議のうえ、プログラムやコンテンツの改良に対応するものとする。

⑤ その他

- ・本史跡への集客に資することや、史跡の魅力を向上させる企画・工夫があれば併せて提案すること。

（3）弥生館ガイダンス映像とPR動画の企画・制作

- ・小学生以上の団体見学者を主なターゲットとして、板付遺跡への関心を高め、歴史的な理解を深める10分程度のガイダンス映像を制作する。

- ・教育旅行での来訪促進につなげるため、史跡と体験活用コンテンツを PR するショート動画を制作する。Instagram や YouTube 等での発信を想定しているが、動画の時間など、効果的な手法を提案のうえ、制作すること。
- ・動画・写真の撮影や入手、コンピューターグラフィックス等の制作を行い、それらを素材として動画を制作する。字幕は2言語（日・英）を想定している。汎用性のあるソフトで制作し、適宜、発注者の求めに応じて、内容の確認や修正を行うこと。
- ・画像（動画・静止画含む）、音楽、ナレーション等の企画・制作に必要な素材の入手（権限処理含む）、各種申請手続き、編集、データ加工等の一切の業務を行うこと。
- ・ガイダンス映像用の機器の更新は別途に発注予定であるが、既存の映写場所と同位置、同サイズ位での出力を想定している。

（４）弥生館の企画展示スペースの造成

弥生館内の 20 m²程度を埋蔵文化財のサテライト企画展示スペースとする予定。

- ・可動式の展示ケース（ハイケース 2 台、覗きケース 1 台を想定）や照明を制作し、設置や必要な電気配線等を行う。

（５）埋蔵文化財センターの公開活用に関する企画の提案

埋蔵文化財センターは現在、大規模改修工事中であるが、再開後には、板付遺跡との連携強化にもつながる、教育旅行等の団体見学者の受け入れを目指している。

- ・埋蔵文化財センターのバックヤードを中心とした公開活用を検討し、効果的な手法や必要となる設備の企画提案を行うこと。

7 著作権等の取扱い

（１）本業務を通じて制作した成果物について、本市は期間、地域、回数等の制限なく史跡のガイダンスやプロモーション等の目的で二次利用および改変できるものとする。

（２）成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

8 成果品

次の成果品を提出する。

- （１） 事業報告書 正副 2 部
- （２） 6（２）（４）の制作物一式
- （３） 6（３）で制作した動画データ一式（再生用データおよび編集可能データ）
- （４） 撮影した写真・映像、制作した CG

- (5) その他関連資料一式
- (6) 電子データ一式

9 受注者の責務

受注者は、関連法令、条例、規則及び本仕様書の記載事項を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

10 守秘義務

(1) 基本事項

受注者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあつては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認できるもの(第三者認証(ISO/IEC27001、プライバシーマーク等))があれば提出すること。

また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点から Bcc を使用することを徹底するものとする。

※詳細は別紙「個人情報 情報資産取扱特記事項」を参照

(2) 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、契約条項に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務行程表
- (3) 誓約書
- (4) 業務実施体制(協力会社分を含む)
- (5) 業務遂行責任者届

- (6) 完了届
- (7) 受渡書

12 業務実施体制

- (1) 受注者は、業務を円滑かつ適正に進捗するために契約後、速やかに業務履行のための適切な体制を整えなければならない。
- (2) 受注者は、担当者の中から、発注者との協議等の主たる窓口となるものを主担当者として指定しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を他者に再委託する場合、発注者の事前承認を得なければならない。また、当該再委託契約締結後速やかに、再委託した業務内容を記載した業務実施体制表を発注者に提出しなければならない。
- (4) 業務実施体制（再委託を含む。）を変更する場合は、事前承認を受けなければならない。また、変更後速やかに、その内容を記載した業務実施体制表を発注者に届け出なければならない。

13 成果品の審査

- (1) 受注者は、各業務完了時に発注者による成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに対応しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正作業を行わなければならない。

14 成果品の帰属

成果品は全て発注者に帰属する。

受注者は、発注者の許可なく成果品を公表又は使用してはならない。

15 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。